

公文書部分開示決定通知書

福警生安第1174号
平成16年5月26日

日本国民救援会福岡県本部
会長 山本 一行 様

福岡県警察本部長 印



平成16年 4月30日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	平成14年度の警察本部生活安全総務課の捜査報償費現金出納簿のうち表紙及び交付総額、執行総額が記載されている部分		
公文書の開示を実施する日時及び場所	日 時	平成16年6月4日	午前 9時30分 午後
	場 所	福岡県警察本部 情報公開室	
開示しない部分及び理由	福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項第1号、第6号に該当		
	該当号	説 明	
		別紙のとおり	
事務担当課等	（所属・係） 福岡県警察本部 生活安全総務課庶務係		
	電話番号（092）641-4141内線（3013）		
〔*開示しない部分について、開示することができることとなる期日が明らかな場合〕 当該公文書は、 年 月 日以降に開示できますので、その日以後改めて請求してください。			

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

別紙

開示しない部分	該当号	開示しない理由
職員の氏名	1号	<p>摘要欄には条例第7条第1項第1号ハに規定する公安委員会規則（平成14年福岡県公安委員会規則第19号）で定める職にある警察職員の氏名が記載されており、開示することにより特定の個人が識別できるため。</p>
月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄	6号	<p>非開示とした左記部分には、捜査費の個別の執行状況や月毎の執行額等が記載されており、これらを明らかにすると、金額の変動状況等と他の情報との比較・分析により、捜査の動向が推測され、被疑者等の事件関係者において、逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあるため。</p>